

社会福祉法人榛永会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人榛永会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額の料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場 1,797 番地 1 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人には、7名の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に、評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬に対して、各年度の総額が十万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 この評議員会に、議長を置く。

3 議長の選任は、出席した評議員の互選による。

(権限)

第10条 評議員会は次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定に係わらず、評議員（当該事項について議決に加わる事のできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は会議に出席した評議員の中から議事録署名人を2名選出し、その2名とともに、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事として、業務執行理事を置く。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする事ができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利及び義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。
(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対し、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として、支給することができる。

その時期及び支給方法は、別に定める定款細則による。

(職 員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 この理事会には議長を置く。

3 議長の選任は、出席した理事の互選による。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が先決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し法令に特別の定めがある場合及び定款に定めのある場合は、それに従う。

2 前項の規程に係わらず、理事（当該事項について議決に加わるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を表示したとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場字中ノ前 1 7 6 3 番地 1 7、1 7 9 7 番地 1、1 7 6 3 番地 2 9、1 7 9 7 番地 2、1 7 6 3 番地 2 8、1 7 6 3 番地 1 8 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺き・陸屋根二階建、特別養護老人ホームしんとう苑建物一棟 (5,202.58 m²)

3 その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 3 7 条第 1 項に掲げる公益を目的とする事業に使用する財産である。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、群馬県知事の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、群馬県知事の承認を必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合。

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備の為の資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に限る。）。

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については理事会の議決を経て株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第 31 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数三分の二以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解 散

(解 散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う公益財団法人等のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、群馬県知事の認可（社会福祉法第 45 条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人榛永会の掲示板に掲示するとともに官報及びホームページに掲載する。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	田	中	守
理 事	菊	地	鉄 郎
理 事	斎	藤	明
理 事	田	中	い ち
理 事	星	野	正 美
理 事	斎	藤	富 次
理 事	高	橋	督 治
理 事	岩	田	久
理 事	内	海	一 夫
理 事	森	田	恭 平
理 事	中	村	宏
理 事	手	島	清
理 事	一	倉	茂 昭
監 事	森	田	高 史
監 事	関	口	修五郎

- 2 この定款は群馬県知事認可の平成14年7月10日より施行する。
- 3 この定款の変更は群馬県知事認可の平成15年7月4日より施行する。
- 4 この定款の変更は群馬県知事認可の平成15年10月30日より施行する。
- 5 この定款の変更は群馬県知事認可の平成19年2月13日より施行する。
- 6 この定款の変更は群馬県知事認可の平成20年2月22日より施行する。
- 7 この定款の変更は群馬県知事認可の平成20年12月15日より施行する。
- 8 この定款の変更は平成24年5月19日より施行する。

(この変更は基本財産の増加で知事認可は不要で届出のみのため)

- 9 この定款の変更は群馬県知事認可の平成29年4月1日より施行する。
- 10 この定款の変更は群馬県知事認可の令和5年6月16日より施行する。